

# 第3章

## 資料編

1 第3期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

19川市人第 315号

平成19年10月15日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川崎市長 阿部 孝 夫



川崎市における子どもの相談及び救済について（諮問）

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

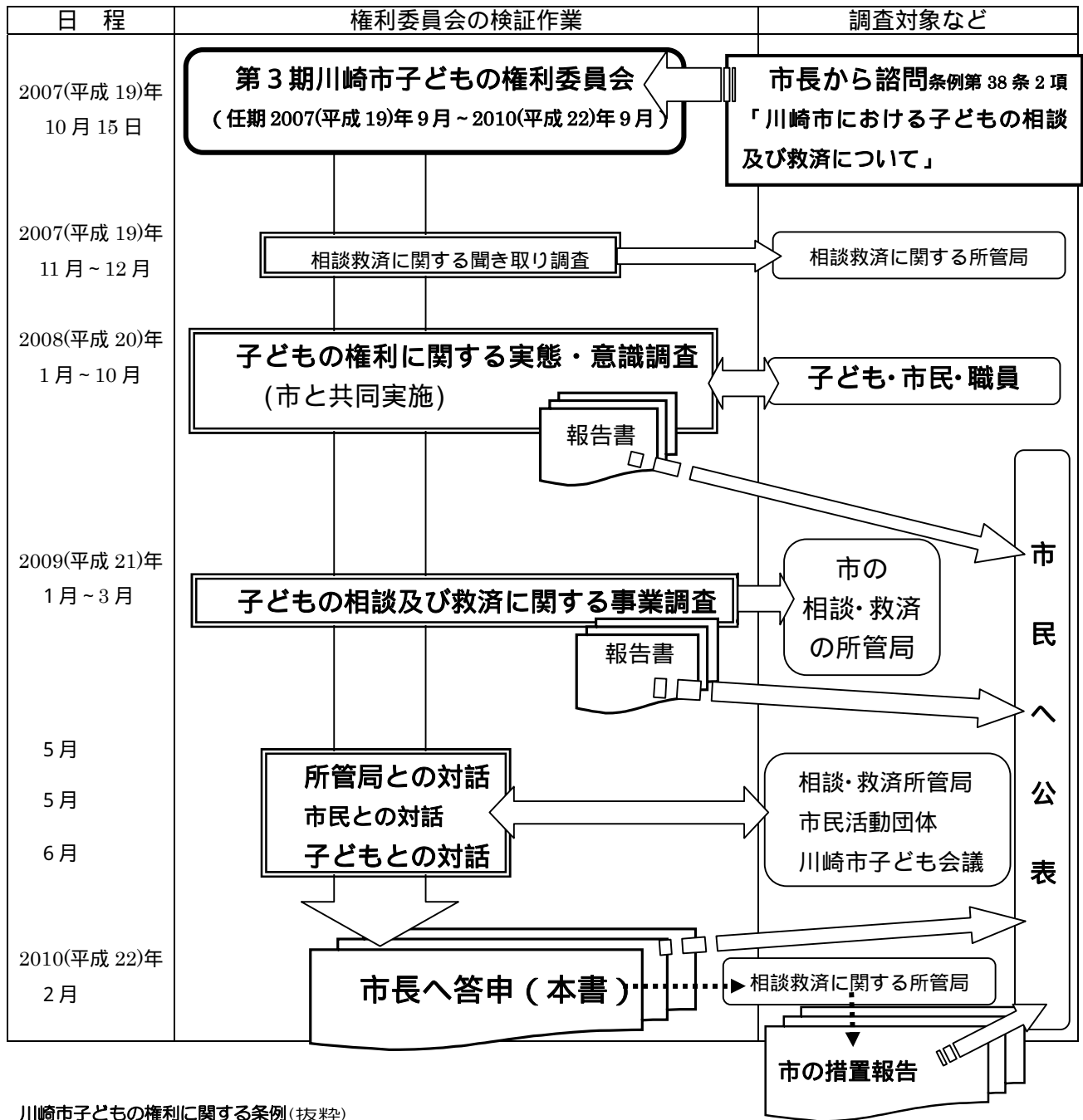
川崎市における子どもの相談及び救済について

理由 子どもの相談及び救済は、条例で規定している基本的な事項であり、子どもの安心を保障するための施策として緊急かつ重要な課題であるため

（市民局人権・男女共同参画室担当）

電話 200-2344

## 2 第3期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ



### 川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

(権利委員会)

第38条 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。